

# 大文字

~Lawyer's Newslettr~

- 残暑お見舞い
- トピックス ホリエモンと新会社法
- トピックス いざというときの法的手段
- 論稿 左利きの日
- 浜田事務所便り
- エッセイ テレビの中の弁護士って……  
ちよつと違いますね！
- エッセイ マッターホルンを見に行く
- 東京便り
- 随想 離婚をめぐる裁判への不信



2005  
SUMMER 夏  
VOL.23

# 残暑お見舞い 申し上げます

当事務所前のけやき並木も蝉の鳴き声が賑やかな季節となりましたが、皆様には酷暑にめげずますますご健勝のことと推察申し上げます。

さて、当事務所のニュースですが、國弘弁護士が島根大学法科大学院に教授として着任したこともあり、末頁記載の住所に、松江事務所を開設しました。また、内閣府へ出向していた大高弁護士も近く京都事務所へ復帰いたします。

司法改革も現実味をおびてきている昨今ですが、当事務所の弁護士、職員一同、力を合わせて皆様のご要望にこたえて参りますので、皆様からの一層のご鞭撻をよろしくお願いする次第です。

残暑なお厳しき折から、皆様のご健康をお祈り申し上げます。

## 弁護士法人みやこ法律事務所 京都事務所

弁護士 藤田 昌徳

弁護士 大槻 純生

弁護士 橋本 皇玄

弁護士 長尾 治助

弁護士 小田 宏之

弁護士 大高 友一

弁護士 後藤 隆志

## 松江事務所

弁護士 國弘 正樹

## 浜田事務所

弁護士 大村修二郎



# TOPICS

## ホリエモンと新会社法

弁護士 藤田 昌徳

**①** ホリエモンとは、ライブドア堀江貴文社長のニックネームである。誰がつけたか知らないが、ドラえもんに似た名前であり、どことなくユーモラスでかわいらしい。

**②** このホリエモンは、ニッポン放送株を時間外取引で買い占めて敵対的買収をしかけ、先行して公開買付けをしていたフジテレビとの間で激しい買収合戦を繰り広げた。フジテレビの連結子会社を目論むニッポン放送経営陣がライブドアによる買収防衛策として実施しようとしたフジテレビに対する新株予約権の第三者割当発行に対しては、今年2月24日東京地裁に新株予約権発行の差し止めを求めて仮処分申請を行い、法廷闘争を展開した。フジサンケイグループの中核企業であるフジテレビを向こうに回しての大立ち回りである。100億、1000億とい

う我々にはおよそ縁のない巨額のマネーゲームでもあり、連日マスコミに取り上げられ、ホリエモンは一躍、時の人となった。我が国では敵対的買収は乗っ取り屋とか血も涙もないハゲタカファンドなどと嫌悪され、悪役扱いをされている。しかし、ホリエモンは、ドラえもんに似たネーミングと堀江社長のTシャツといささか小太りの何となく憎めないキャラクターのお蔭で、テレビ前の大方の視聴者の支持を得た。敵対的買収にも拘わらずホリエモンはマスコミの人気者となった。

**③** 法廷闘争になるや、同業の弁護士は、テレビや新聞で「仮処分」「新株予約権」「ポイズンピル(毒薬条項)」「ホワイトナイト」など企業買収や株式等に関する法律用語や敵対的買収防衛策等につき、したり顔で解説していたが、ホリエモンは、積極的な

M&Aを展開する企業買収のブ口であり、会社法等に精通した企業経営者である。僅か9年前の1996年4月ライブドアの前身となる有限会社オン・ザ・エッジを資本金600万円で設立した後、組織変更や株式交換等による積極的なM&Aを展開して現在のライブドア(資本金641億円余)に育てたやり手である。ホリエモンは、仮処分申請時の代理人弁護士を辞任させるなどしたたかに法廷闘争を進めた。その結果、仮処分申請は東京地裁により認容され、保全異議審も東京地裁決定を支持してこれを認可し、これに続く保全抗告も東京高裁が今年3月23日に東京地裁決定を支持してこれを棄却した。ホリエモンは法廷闘争に勝訴し、最終的にはフジテレビからニッポン放送株譲渡やライブドア第三者割当引受等の代金として1000億円超

の大金を得た。かくしてホリエモンはフジテレビに勝利した。

**4** 折しも「新会社法」案が今年3月22日国会に上程された。現行商法は毎年のように改正されるなど実にわかりにくく、中小企業にとっては使い勝手の悪い法律であったが、「新会社法」は、我が国の会社に関する規定を抜本的に見直しこれを体系的に整備した。企業の多様なニーズに対応すべくそれぞれの規模や実情に応じた適切な企業経営のあり方を選択できるように、明治32年の商法改正以来の大規模な改正が行われ、商法典から独立した新たな法典として国会に上程された。そして、ニッポン放送株をめぐる法廷闘争がこの「新会社法」の国会上程の日程と重なったため、敵対的買収防衛策に関連する規定等が注目され「新会社法」は大きな関心を集めた。

「新会社法」においては、有限会社が廃止されて株式会社に一本化される一方、取締役や監査役の設置が不要な合同会社が導入された。最低資本金規制が撤廃され、取締役の資格・員数・任期、取締役会の設置や運営、監査役制度が合理化され、会計参与制度の創設など会社機能につき会社規模に応じた定款による自由設計が可能となった。株主総会の招集手続や決議事項、会社の計算関係も合理化され、交付金合併も可能となるなど会社の組織再編(M&A)の規制緩和も進められた。

中小企業にとって現行商法中の会社法規に比べて相当に使い易くなった。中小企業経営者が、自己の会社の組織や運営について定款変更等により自ら設計し選択してゆくことが可能となった。それ故、中小企業経営者は自ら経営戦略を組み立ててゆか

なければならない。ホリエモンならずとも「新会社法」に精通しなければならなくなったということである。

**5** さて、ホリエモンはライブドア持株の一部を売却し142億円の資金を取得する一方、

米民間宇宙開発促進財団の理事に就任し宇宙船を見るためロシアにも赴いた。経営者ホリエモンの目は、ドラえもんのように宇宙に向けられてはいるが、しっかり宇宙船ビジネスを見据えている。



# TOPICS

## いざというときの法的手段

弁護士 小田 宏之

### 1 はじめに

「貸したお金が返ってこない」「事故の加害者が車の修理費を払ってくれない」など、当事者同士の話し合いでは債権回収等の権利実現が図れない場合には、法的措置を採って解決を図ることになります。そして、この「法的措置」には様々なものがあり、ケースバイケースで使い分けれます。

そこで、今回は、よく利用する3つの手段について、その特色を紹介します。

### 2 内容証明郵便による督促

内容証明郵便とは、発送した文書の内容を郵便局に証明してもらうことの出来る郵便のことです。通常、この郵便には、一定期限内に支払ってもらえな

ければ法的措置を採る旨記載するため、相手方に対して、ある程度の心理的な威嚇力があります。そのため、事実関係に争いがなくかつ自覚のある相手方であれば、記載内容に従った債務の支払いを行ってくださることがしばしばです。この方法は、裁判所の関与が無いため「法的措置」ではありませんが、書面を作成して郵送するのみの方法なので、簡易迅速かつ安上がりな手段です。

ただ、内容証明郵便による督促には法的強制力が無いため、相手方が無視して放置する場合等には、次なる手段を採る必要があります。

### 3 調停手続

この手続は、当事者間の紛争に、第三者である裁判所が「仲介役」として協議の間に入り、

話し合いを進める手続です。例えば、友人やお得意先との紛争なので、出来れば円満解決を図りたいという場合などには、感情的対立が激化する訴訟手続を採る前に、まずは調停手続を選択することがあります。また、家族・親族間の紛争については、多くの場合、訴訟を提起する前に必ず調停手続を実施しなければなりません（調停前置主義）。

ただし、調停手続は、あくまでも当事者が調停案（解決案）に合意しない限り解決（成立）しませんので、当事者の何れかが合意を拒む場合には、訴訟等の次なる手続を採る必要があります。

### 4 訴訟手続

前記の各手続でも解決しない場合、あるいは、当初から相手方に歩み寄りや自発的な支払い

が期待できない場合には、裁判所に白黒を付けて貰い、権利の確定・実現を図るための、訴訟手続を採ります。

この訴訟手続は、他の手続に較べて手間暇や費用がかかるものの、裁判所において権利関係を確定して貰うことが出来ますし、訴訟の結果下される「判決」には法的強制力（強制執行が出来る力）が認められます。なお、費用については「訴訟救助制度」や「法律扶助制度」といった訴訟費用の負担軽減制度もあります。

また、訴訟手続の「手間・暇・費用」という障壁を軽減するため、60万円以下の金銭請求については、原則として一回で審理が終了する「少額訴訟手続」があります。この手続は、裁判所が、事前の準備作業を比較的丁寧に行ってくれるため、一般市民が弁護士等法律専門家に頼

らずとも利用し易い制度となっています。

## 5 その他

以上の他、相手方が「財産隠し」を行う恐れがある等の緊急を要する事態の場合には「仮差押え・仮処分」という手続が、また、裁判所以外の専門機関（弁護士会の仲裁センター、建築工事紛争審査会など）が事案解決の任にあたるADRの手続、更には簡易裁判所の書記官が書面審理で発令してくれる「支払督促」手続などもあります。

## 6 まとめ

以上のとおり、権利の実現、債権の回収方法には様々の方法がありますが、具体的事案に応じてどの方法を選択することが

最も御依頼者のご意向や利益に適うのかを検討し見極めることは、弁護士にとって非常に大切

な検討事項であり、まさに「腕の見せ所」となります。



# 左利きの日

弁護士 後藤 隆志

**1** 8月13日が何の日か知っている人はいるだろうか？ 8月13

日は「左利きの日」である。提唱者である左利きの人物の誕生日だといわれているが、真偽は不明である。ちなみに日本では、お盆に当たるため、独自に2月10日（なぜ？）が左利きの日とされるらしい。

「左利き」は、有史以来、歴史の上つねに存在してきた。また、「利き手」は人間の身体に直結するものだから、「左利き」は、すべての民族、すべての国家、あらゆる社会単位で少数派にならざるを得ない。

「south（南）」なのか？ インターネットで調べると、野球規則が由来とのことである。野球規則では「本塁から投手板を経た二塁に向かう線は、東北東に向かっていることを理想とする」と定められている。ナイター設備がなかった時代には、太陽光線がバッターの妨げになっていたため、まぶしくならないように、この規定が設けられた。

**2** 1924年にアフリカで、アウストラロピテクスの骨が発見された。彼らのそばにあった馬や牛の頭蓋骨部分には、こん棒で殴られた傷があり、傷は向かって右側がほとんどだった。ということは、人類は昔から右手にこん棒を持って殴っていたと推測される。反対から言えば、

「left（左）」は、有史以来、歴史の上つねに存在してきた。また、「利き手」は人間の身体に直結するものだから、「左利き」は、すべての民族、すべての国家、あらゆる社会単位で少数派にならざるを得ない。

「south（南）」なのか？ インターネットで調べると、野球規則が由来とのことである。野球規則では「本塁から投手板を経た二塁に向かう線は、東北東に向かっていることを理想とする」と定められている。ナイター設備がなかった時代には、太陽光線がバッターの妨げになっていたため、まぶしくならないように、この規定が設けられた。

**4** 右利きが多数派になり、左利きが少数派になった理由には諸説があるが、何が利き手を決定するかは、いまだ科学的には解明できていない。人間の心臓が左にあるために、自然と心臓を守る「盾」を左手に持ち、「剣」を右手に握るようになったというイギリスの歴史家トーマス・カーライルの「剣と盾」説や、人間の脳の左半球が言語や論理

万国共通の少数派、永遠のマイノリティーである「左利き」について考えてみたい。

「left（左）」は、有史以来、歴史の上つねに存在してきた。また、「利き手」は人間の身体に直結するものだから、「左利き」は、すべての民族、すべての国家、あらゆる社会単位で少数派にならざるを得ない。

「left（左）」は、有史以来、歴史の上つねに存在してきた。また、「利き手」は人間の身体に直結するものだから、「左利き」は、すべての民族、すべての国家、あらゆる社会単位で少数派にならざるを得ない。

人間の脳の左半球が言語や論理

**3** ところで、左利きのことを「southpaw」（サウスポー）と呼ぶが、「paw」は犬や猫の手足を意味する。ではなぜ

「southpaw」（サウスポー）と呼ぶが、「paw」は犬や猫の手足を意味する。ではなぜ

「southpaw」の語源である。本当か？と思ひ、広辞苑で調

人間の脳の左半球が言語や論理

などの機能を分担し、右半球は空間的な把握や音楽的能力、直観能力を受け持つということをして失語症の研究より発見し、右利きが多数となったのは言語的能力を司る左脳の優位さに原因しているという1863年のP・ブローカの説が面白い。

**5** 日本でも「バリア・フリー」という概念が浸透してきてはい。しかし、右利き・左利きという区分は、そもそも「バリア」とは考えられていない。右利きの人からすれば利き手など意識することはない。少数派である左利きの人も利き手を意識することは少ないだろう。何となく不便だなあと思いつながら、ただその不便さをやみくもに主張するのともうかなあと思いつながら生きていく。

「少数派」にありがちな結束力、声高な権利主張、集団としてのアイデンティティーといったものとは無縁な「左利き」で

ある。しかし、法律家のはしくれとしては、こういった「サイレント・マイノリティー」「声なき少数派」に気付くことこそが大切な感性だと思う。

**6** 卑近な例であるが、食事のとき。左利きの人は、なるべく左端の席に座る。カウンターなどで自分の左隣に右利きの人が座ると、お互いに肘が当たるからである。心優しい左利きの人はあくまでさりげなく、相手に気付かれないように左側に座る。注文した定食が来ると、配膳や箸置きを気付かれないように左

右反対に変える。  
例えば駅の自動改札。自動改札はすべて右側に切符を入れる仕組みになっている。左利きの人にはたびたび切符を入れるのに失敗をし（切符が上手く入らずにクシャッと折り曲がる）、後ろの人に追突される。

例えば、学校の教室などの窓は、必ず左側にあり、左側から

日が射すようになっていく。右手で字を書く子どもたちの視力が悪くならないためである。

その他にも、ハサミ、急須、ボーリング、筆ペン、電卓、カメラ、パソコン、トランプ、自動販売機、缶切り：数え上げればきりが無い。なぜ、トランプが？と思う人がいるかも知れないが、よく考えればとても不便である。

実は、左右非対称の日用品のすべてが、右利き用に作られている。ほとんど意識はしないだろう。でも、例えばパソコンのキーボードが左右反対だったらなあ、マウスが左側にあればなあ、と考える人もいる。

**7** 私も実は左利きであり、右手の感覚が極端に弱く、左腕に比べて右腕の方が細い。幼いころ、書道の先生であった母から、右手で書きなさいと困った顔をされた記憶はおぼろげながらあるが、全く聞く耳を持たなかった。

左手でメモを取っていると、「器用ですね」とか言われることがよくある。ただ字を書いていくだけなのになあと思いつながら、ありがとうございます、と適当に返事する。

**8** この原稿を書くにあたり、少し調べたが、中には「左利き」を声を大きくして主張している人たちもいる。なぜ、右利きに「矯正」するのか？ そもそも「矯正」とは何だ？ さらに「左」とは何だ？ さらには、なぜ「左」遷」というのか？ なぜ「all right」というのか？ などの問題提起（言いがかり？）もあって、言われてみればと面白かった。

**9** たしかに、「右利き社会（右利きを優先する社会）」は意識されないくらい静かに現代生活に浸透している。しかも、こういった社会が生まれたという原因は、「ただ右利きが多数であり、左利きは少数であるから」という理由以外には考えられず、



他に合理的な理由が全くないところである。利き手は人間の身体に直結する特性であるから、未来永劫、左利きが多数派になることはないだろう。

**10** 大げさな言い方をしたが、だとしても、左利きの人たちが、特に被害者意識のようなものを持つていないかと思う。むしろ、左利きは天才肌、レオナルド・ダ・ビンチやアインシュタインも左利きだったと密かに誇りのようなものを持つている人も多いかも知れないが、そういった根拠のない優越感、自意識はとても醜いと思う。

**11** 私のように器用でも何でもない左利きからすれば、何となく不便だなあと思う一方で、しかし右利きに矯「正」されることは断固として拒否し、単純に「右向け右」、「右にならえ」と従いたくないと思いつながら、ただ、例えばレジで左手でおつりを渡されたとき、右腕に腕時

計を巻いている人を見たとき、何となく一方的に親近感が沸いてしまう、そんな感じである。上手く言えないが、この感じを分かってもらえるだろうか？

【参考文献】

「見えざる左手くものいわぬ社会制度への提言 大路直哉（三五館）」



# 浜田事務所便り

弁護士 大村 修二郎

平成16年10月に弁護士登録して、早くも8ヶ月がたちました。当初は、國弘弁護士との弁護士活動を見ながら仕事を覚える状態でしたが、当法人が、平成17年4月に松江事務所を開設したことから、國弘弁護士はほとんど松江事務所の仕事をするようになり、浜田事務所の事件は、原則として私が担当することになりました。浜田事務所では、事件処理をしていて、特徴的と感じたのが、境界争いなど、土地の關係の事件が多いことです。

土地に愛着があるのは、都市部であっても浜田周辺であっても同じですが、都市部は人の出入りが多いので、代々その土地に住み続けるということは浜田周辺に比べて少ないように思います。一方、

浜田周辺では、先祖から代々受け継いだ土地というものが多く存在することから、自分の代で土地を失えば先祖様に申し訳がたたないということで、境界争いとなるケースが結構あります。このような場合、お金や財産の問題ではないので、面積はわずかであっても当事者となれば絶対に譲れません。都市部の土地であれば、土地の境界が10センチ違うだけで、土地の価値が大きく変わってくるということがあります。浜田周辺では、場合によっては、訴訟をするために支払う弁護士費用で、争っている土地がいくつも買えてしまうようなケースも珍しくありません。

そして、浜田周辺では、土地の境界争

いとなった場合に、現地を見ても境界の目印等がはっきりしないことから、困難を伴うことが多いとあります。

都市部であれば、塀などでどこまでが誰の土地か客観的に明らかであることが多いので、境界の客観的な根拠を見つけるのに困難を伴うことは、それほど多くないと思われまます。しかし、浜田周辺においては、浜田市の中心部など都市化しているところ以外では、農地や山林が多く、目印らしい目印がまったく見あたらないことも少なくありません。山林の場合は、境界の客観的な根拠を見つけないことがいっそう難しく、例えば、依頼者が、この谷の底に沿って境界があると主張したのに対して、相手方が、この谷ではなくて、もう一つ山を越えた先の谷が境界だと主張するようなこともあります。

さらに、不動産登記法上、土地ごとに地図を作成して登記所に備え付けることになっていますが、この地図についても、浜田周辺は、問題を抱えています。

土地の境界の争いとなった場合、この地図が重要な手がかりとなります。しかし、この地図は、すべての土地について

作成され備え付けられているわけでは  
ありません。そして、地図がない土地につ  
いては、これが備え付けられるまでの間、  
地図に準ずる図面（「公図」といわれて  
います）を備え付けることになっていま  
す。この公図ですが、明治時代など大昔  
に作られた極めて大雑把なもので、地図  
に準ずるといいながら、とても地図の代  
わりとなるようなものではなく、当然、  
これを見ても境界がどこであるのかはっ  
きりしません。浜田周辺は、地図が備え  
付けられていない土地が多く、公図ばか  
りなので、境界争いの際に地図を用いる  
ことができません。

このように、困難を伴う場合もある土  
地の境界争いですが、弁護士は、依頼者  
が主張する境界の主張をまとめて、集め  
られる限りの証拠を集めれば、たとえ客  
観的な根拠がまったくなくても、これ以  
上どうしようもありません。しかし、裁  
判官は、双方の主張を聴いて、土地の境  
界がどこであるかを判断しなければなり  
ません。本当に大変なのは、弁護士では  
なく、浜田に赴任した裁判官ということ  
になるのでしょうか。



# テレビの中の弁護士って……

## ちよつと違えますね！

弁護士 橋本 皇玄

① 最近テレビに弁護士がよく出てきています。ジャンルは、ワイドショーやニュースコメント

ター、映画になどいろいろですが、弁護士の具体的な仕事ぶり

たであろう活動的弁護士を「テレ弁」と呼び替えて、通常の弁護士との違いを検証してみようと思います。

② 通常の弁護士は映画に出てくるテレ弁ほどカッコよくありません。もともと、司法改革が叫ばれてから、どういうわけか、最近ではカッコよい弁護士も増えてきているようです。映画以外のワイドショーとかコメントターでは、実際の弁護士が出演していますので、それ程カッコよくない人も出てきています。

③ 仕事の内容は全然違います。念のため。

は、何といっても映画の中で描かれます。そこで、多くの人たちには、弁護士の仕事ぶりがテレビ映画のイメージに投影されて理解されている様に思われます。テレビ映画には悪徳弁護士も出てきていますが、最近では、概ね活動的な弁護士像が描かれています。そういった中で、私の感じた独り言を少し述べてみたいと思います。

① 最近テレビに弁護士がよく出てきています。ジャンルは、ワイドショーやニュースコメントター、映画になどいろいろですが、弁護士の具体的な仕事ぶり

② 通常の弁護士は映画に出てくるテレ弁ほどカッコよくありません。もともと、司法改革が叫ばれてから、どういうわけか、最近ではカッコよい弁護士も増えてきているようです。映画以外のワイドショーとかコメントターでは、実際の弁護士が出演していますので、それ程カッコよくない人も出てきています。

③ 仕事の内容は全然違います。念のため。

テレビのイメージに投影され

たであろう活動的弁護士を「テレ弁」と呼び替えて、通常の弁護士との違いを検証してみよう

① 最近テレビに弁護士がよく出てきています。ジャンルは、ワイドショーやニュースコメントター、映画になどいろいろ

② 通常の弁護士は映画に出てくるテレ弁ほどカッコよくありません。もともと、司法改革が叫ばれてから、どうい

そして、電話がかかってきた

と思っただけその事件の関係者  
だというタイミングです。し

かし、通常の弁護士は、個人

差はありますが平均して継続  
事件は30〜60件くらいでしょ

う。多い人は継続事件1000

件以上を持っています。従っ  
て、お茶をすすりながら冗談を

言っている暇はありません。昼

間の事務所は戦場のようで、弁  
護士が飛び交っており、弁護

士同士お互い何をしているか

さっぱり分かりません。事務

所の電話もなりっぱなしです。

(3) テレ弁は、上記のように事  
務所で雑談したりしています

が、通常の弁護士は、朝から

裁判のない日でも、事務所に  
着くと郵便物、FAX（依頼

者、相手方、破産事件の関係

者、関連団体、裁判所等を含む）

を始め、事務員が受け取って  
きた弁護士会及び裁判所から

の連絡事項や事件資料、電話

連絡帳に記載のある数々の伝

言、受信メール、事務員から  
の報告書などの山で、これら

を一通ずつまじめに目を通し

ていたら、それだけで一日が  
終わる位です。そこで、それ

らの通信物の中から、緊急を

要するもの等、直ぐに電話ま  
たはメールで返事をしなければ

ならないもの等を選択し、

次に通常対応のもの、それか  
ら後でもよいもの、放置して

おくものなど、仕分けをさせ

て頂き整理して、それを、そ

の日のわずかに空いている予

定の中に埋め込んで処理して  
いきます。わずかに空いてい

る予定といえますのは、通常

の弁護士は大体一週間位先ま  
では、ほぼ予定が数十分単位

で詰まっているからです。従

って、上記の通信物以外に、

弁護士が事務所に来てから当  
日にかかってくる電話や郵便

物もこの空いている予定の中

で処理していきます。「今日中

に電話をしてくれと事務員に  
伝言したのに返電がない」と

いったこともあり、いきなり

きた長文のFAXは直ぐには  
読まないときもあります。

(4) テレ弁の活動力には敬服し

ますが、裁判例の調査・研究  
や研修会、法律の勉強会、弁

護士会の仕事、法律文献を調

べながらあわただしく書面を  
作成しているところはあまり

見られません。しかし、通常の

弁護士は、法廷、法律相談、打

ち合わせ等、動かせない業務

時間の合間に、事件の事前準  
備や調査、判例研究、改正法の

勉強、講義・講演のための予

習、弁護士会の委員会の仕事  
をします。特に大きな事件の

準備書面の作成にはかなりのま

とまった時間が必要とされま

すし、証人尋問の準備も結構  
大変です。医師や建築士がら

みの専門家の関係する事件で

は下調べも更に大変です。昼

間の事務所は、先に説明しま  
したとおり、わずかに空いて

いる時間でも電話や突然の来

客に追われて、落ち着いて事件  
記録を精読して書面を書くこ

とは困難です。結局、電話やF

A X、メールが少なくなる夜  
になって、書面作成、調査・

研究をすることになります。

**4**

依頼者への気持ちの関わり  
の程度が違います。

(1) 依頼者への電話や打ち合わ

せは、前記したとおり、事件

の要点を中心に要領よく行い

ます。これが、時として、弁  
護士が事務的であり、依頼者

の心情を理解した上での心を

込めた事件処理がなされてい  
ないと誤解されるときがあり

ます。私が、弁護士会の役員

をして弁護士に対する苦情処

理を担当していたころ、依頼  
者と弁護士との誤解からきて

いるものも多くありました。

(2) もとより、弁護士は、忙し

いからといって事務的な対応をするのではないけません。大  
学病院での3分間診療という  
のはよく聞く話ですが、弁護

士にもインフォームドコンセ  
ントが重要であり、それなり  
の説明と了解(同意)をとる  
関係が必要です。

(3) 依頼者にとって、事件は一

生に一度あるかないかの難問  
題です。例えば、「なけなしの  
老後のお金をだまし取られた」  
「家族が加害事故により死亡し

たり、植物人間になった」「暴  
力団に脅されている」「離婚問  
題で悩み続けている」「ストー  
リー

カーにつけ廻されている」「借  
金だらけで首をくくるか店を  
たたまなければならぬ」

等々の事件は、依頼者の悩み  
や恐怖は続き、解決まで毎夜  
事件が夢枕に立つものと思  
います。

(4) テレ弁は、付きっきりで精

神的ケアまで行っているのを  
よく見ます。しかし、通常の

弁護士は、依頼者のこれらの  
心情をどれだけ切実に思いや  
ることができのでしょうか。

確かに、損害賠償請求手続き  
や仮差押え、仮処分、任意整  
理、個人再生、自己破産等の  
法的手続きと、それなりの悩  
み相談は聞いてくれるでしょ

う。しかし、通常の弁護士に  
とっては、依頼者の事件も何  
十件の一事件に過ぎません。

打ち合わせが終わり法的手続  
きや今後の方針が決まった後  
は、次の事件のことを考えて

いると思います。だからとい  
って、通常の弁護士が冷たい  
というわけではありません。

もつとも、自分や身内のこと  
であれば、通常の弁護士も悩  
み続けるでしょうが、何十件

の事件のほとんどにこの様な  
対応をすることは不可能でし  
ょう。

(5) 通常の弁護士は、テレ弁に

はかないません。つまり、テ  
レ弁のようにとことんケアし  
てあげられたり、また、感情  
移入してその人の立場に成り

切り、悩み苦しみながら、時  
間をかけて処理してあげられ  
ることは(それだけ入れ込ん

でも法的結果はあまり変わり  
ませんが)、逆に、他の事件を  
おろそかにすることにもなり

ます。しかし、もし、10  
0%依頼者の立場にたって処  
理をすれば、法的結果があま

り変わらなかつたにせよ、依  
頼者からはとてもいい先生だ  
と喜んでもらえるでしょう。

これも大切なことだとは思  
います。

(6) しかし、通常の弁護士の日  
常の忙しさを考えると、テレ  
弁程の時間と余裕がない通常  
の弁護士には出来ない芸当で

す。ここにジレンマを感じな  
がら日々仕事をしています。

若い頃はより強いジレンマを  
感じていました。先輩や指導

弁護士から「家に帰ったら仕  
事のことは忘れる！」とよく  
言われたものです。

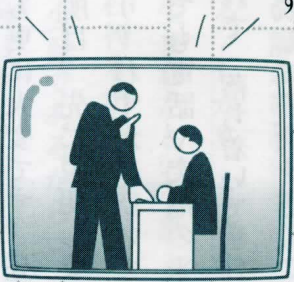
(7) 依頼者にとっては、一生に  
一度あるかないかの難問題で  
す。そこで、100%成り切

ることが不可能でも、やはり  
10%でも20%でもその苦勞を  
理解することが大切なのでしょ

うね。これが出来る程の時間  
と余裕、能力(体力?)が欲  
しいものです。不愛想で事務

的な弁護士と言われないよう  
に、映画の弁護士を見たとき  
「そんなこと出来るかいな」な

んて思わずに、少しでも努力  
する必要があると思う今日  
この頃です。



# マッターホルンを見に行く

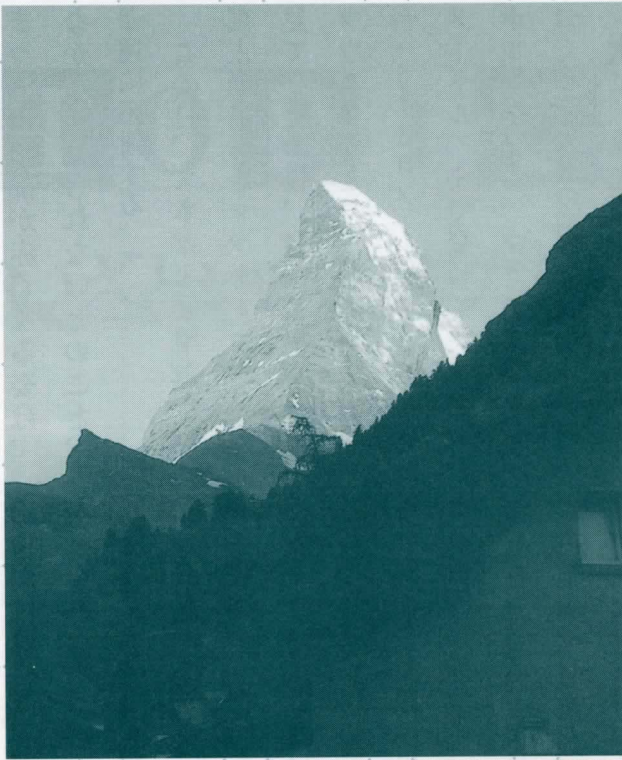
弁護士 大槻 純生

7月に憧れのマッターホルン  
などスイスアルプスの名峰を見  
に友人らと行く。ヨーロッパ

ルプスの中でも人を引きつけて  
やまない山、それがこの山で、

一度は実際に近くで見たい  
と思っていたが、それが走る仲  
間からの誘いで実現した。

サンモリッツからツェルマッ  
トまでの約270キロ、標高差



1400メートルをお  
よそ8時間  
かけて走る  
氷河特急に  
乗る。車窓  
の風景は、  
大自然の雄  
大で美しい  
風景が続き  
感動の連続  
である。切

り立った溪谷の中を走っており、  
険しい山々や、緑の芝生のよう  
な牧草地が続いている。その緑  
の中に民家が点在し、自然と見  
事に調和して、まるで絵本の世  
界のようであった。ただ、山の  
急峻な中腹あたりまで家があり、  
その村人達の日々の生活がどの  
ようなものか、想像できない。

いよいよツェルマットに着く。  
4000メートル級の山々に囲  
まれた村、中でも標高4478  
メートルのマッターホルンの北  
壁が間近に見えるポイントのあ  
る村で登山基地でもある。駅か  
らすぐのホテルの部屋に入り、  
ベランダからマッターホルンが  
見えた瞬間、思わずデジカメの  
シャッターを何度も切っていた。  
ついに自分の目でマッターホル  
ンを見た。角錐状の尖峰で、氷  
河の移動によって岩盤が削られ  
て出来た山と言われているが、  
そのピラミッド型で急峻な姿に  
感動する。翌朝、早く起きて午前  
6時からマッターホルンを見  
ていると、朝焼けで山頂から下  
の部分にかけて徐々に赤く染ま  
ってきた。見とれていると、そ  
のうち金色に輝きだす。その神  
秘的な姿に感動し、ベッドで寝  
ている妻に伝えるが、朝に弱い  
妻は寝たまま起きてこない。本  
当にもつたいない。朝焼けに染

まって山頂部が赤くなる姿は、なかなか見られないとのこと、幸運に感謝する。

この日、スネガー展望台から真正面にあるマッターホルンを見て、その後、登山電車やロープウェイなどで更に高地の展望台（3130メートル、3883メートル）まで登ってマッターホルンを見る。マッターホルンづくしで大満足の日々。

次に、風光明媚で有名なグリンデルワルトに移動する。アイガー北壁の麓にある村で、緑豊かな牧草地には牛や羊がいて（見た数は少なかった）、まるで「アルプスの少女ハイジ」の世界である（もともとアルプスの少女ハイジの故郷は、マイエンフェルトという地であって、日本のアニメ原作者はこのグリンデルワルトを見て書いたのではないかと添乗員の話である）。残念ながらアイガー北壁の全景（特に

山頂部付近）は、ガスでなかなか見られなかったが（短時間一度だけ見えた）、それでも180メートルに及ぶ巨大な壁に圧倒される。さすがアイガー北壁、

マッターホルンだけでなく、こも登山家があこがれる山、今まで犠牲者多数を出した山である。

それにしても日本人観光客

（ツアー客）の多かったこと、大半が高齢の人でそれも女性の人が多い。スイスの観光地は日本人なしではやっていけないのではないかと思うほどだった。また、店は、12時から14時頃まで昼休みで閉まってしまい、夕方18時頃には閉店し、開いている店が無いほどである。聞いてはいたが、24時間営業のコンビニや深夜営業の店のある生活になれている日本人としては、とまどってしまう。価値観が違うの

いのか考えさせられる。

この旅行で十分リフレッシュし、帰国したが、すぐに仕事に追われる生活に戻ってしまった。

これからは、仕事で疲れたらマッターホルンや高山植物など撮影してきた写真を眺めて頑張っていきたい。

だろうが、果たしてどちらがよ





# 東・京・便・り

弁護士 大高 友一



大文字に東京便りを書くのは今回で2回目だが、どうやら、これが最後の東京便りになりそうだ。いろいろあつて確たることは申し上げられないのだが、次の大文字が発行される頃には、皆様に直接お目にかかれるのではないかと考えている。

前回の東京便りでは、現在の勤務先である内閣府国民生活局での業務内容を簡単に紹介させ

て頂いた。今回は、プライベートな面での東京生活をご紹介したい。

## その1 結婚

独身主義という訳ではなかったのだが、家庭的な人間ではないと勝手に思いこんでいたので、自分が結婚することになるとは夢にも思っていなかった。ところが、縁あつて、この2月に家庭を持つことになった。妻との出会いと結婚に至るまでの経緯は少々複雑なものがあるので、割愛させて頂くが、毎日、愛妻弁当を持つて通勤している自分の存在が未だに信じられないところである。

結婚したことで生活スタイルが大きく変わったのではないかとよく言われるが、通勤時間が長くなった以外には、あまり変わったという実感が無い。もちろん、家に帰ったら待っている

人がいるとか、家事が増えたとか、そういった変化を挙げたらきりが無いのだが、生活感覚でいえば、独身時代とあまり変わらない気楽な感覚で過ごさせてもらっている。妻の寛容さのおかげか、私の鈍感さのおかげかは定かではないが（おそらくその両方であろう）。

## その2 銀座

結婚前に住んでいたのが東京タワーの直下であったこともあり、独身時代の休日には、銀座に出かけることが多かった。銀座は東京の繁華街の中でも落ち着いた雰囲気を持っており、特に買い物をするわけでもなくとも、街を歩くだけで楽しい気分になれる。これが、新宿とか渋谷だと、どこことなく雑然としていて（かといって大阪の雑然さともかなり違う）、未だに好きになれない。銀座には、京都に近い雰囲気を感じていたのかもしれない。

結婚後は練馬に引っ越したこともあつて、銀座を訪れる回数も減り、池袋や新宿に出かけることが多くなった。この点だけは、少し残念に思っている。

## その3 フィットネスクラブ

昨年の冬に体調を一時崩したことがあつた。なかなか回復せず、一時は体重が5キロ以上減った。数年前から、運動不足による、体力の減退、抵抗力の減少を痛感していたこともあつて、体調が回復してきた昨年の春から、フィットネスクラブに通うようになった。ちょうど、当時の自宅と職場の中間くらいの場所にフィットネスクラブがあるのを見つけた。都心にあることもあつて、やや会費が高いが、毎回、ウェアからシューズ、タオルまで全て無料でレンタルしてくれるという点に魅力を感じ

て、入会した。

最初のうちは、有酸素運動を15分程度やるだけでも息が上がっていたのだが、週に2〜3回のペースで通ううちに、30〜40分とできるようになった。効果があるのかどうかは自分でも半信半疑だったのだが、半年位すると、街角で少しダッシュをしても、全く息が上がらないようになった（以前は、少しダッシュしただけで息が上がりがり心臓がバクバクするという情けない状態だった）。また、筋トレのおかげか（練習は全然していないのに）、ゴルフのスイングが以前よりは安定するようになった。

肩こりもずいぶん解消され、やはり、運動不足は健康の大敵と、身をもって実感した次第である。結婚してからは自宅から遠くなってしまったため、週1回程度に減ってしまったが、今後も、可能な限り続けていきたい

いと思っっている。

#### その4 週休二日

国家公務員は完全週休二日制である。しかも、有名無実化することなく、かなり厳守されている。平日は連日午前様というハードな勤務をしても、土日まで出てきて仕事をするということはほとんどないし、それを求められることもほとんどない。週末は完全に仕事のことを忘れてプライベートを楽しむことができる（中には平日の疲れを癒すだけで終わる人もいると思うが）。本来は、ごく当たり前のことなのかもしれないが、土日が完全に休みとなって仕事から解放されるということが、とても新鮮であった。弁護士時代は、仕事があれば、土日に関係なく事務所に出てきて仕事をしていたし、日中にレジャーを楽しむんだ後、夜にひと仕事とい

うことも、ごく普通のことだった。そういう意味では、厳密な休日というのは盆と正月くらいであったように思う。もつとも、弁護士でも上手な時間の使い方をして、長期の休暇を取られて

いる方もいるので、半分くらいは自業自得ではあると思っっているが。

弁護士業に復帰した際には、もう少しメリハリのある時間の使い方を心がけたいものである。



## 1 破綻主義判決が産み落とす不信

(1) 最高裁判所は、不倫の夫からする離婚請求でも認められることがあり得ると判決した。夫が妻のもとに戻ったとしても夫婦の関係が回復するわけではない(破綻してしまっている)のであるから、一定の条件をクリアしている場合、離婚請求を認めることにした。それが昭和62年9月2日の大法院判決である。

有責配偶者の離婚請求を認めることが

し不信を抱かせているのであろうか。

第一は、「特段の事情」は上記3点に限られると扱い、ほかに離婚を認容することが著しく社会正義に反することになる他の事実があり得るのに、その存否を確かめない傾向が一般的に見受けられるという点である。大法院判決の判示は「特段の事情」を上記の3点以外にもありうることを想定し、3点を例示した文章のわりに「等」の言葉を用いているのである。このことが無視され「特段の

## 随想

# 離婚をめぐる裁判への不信

弁護士 長尾 治助

できない場合として、この判決は、①夫婦の別居が長期でないこと、②未成熟の子がいること、③離婚により相手方配偶者が「精神的・社会的・経済的に極めて苛酷な状態」におかれること等、を挙げている。そうして、これらを「離婚を容認することが著しく社会正義に反するといえるような特段の事情」としてくくっている。

(2) この判決が、ではどのような悲劇をもたらし、裁判官、裁判所、裁判に對

事情」を追及する熱意はその後の判決に示されることがない。

第二は、事件を早期に結審させるため、例えば、①の別居期間が相対的に長期と思われるとき、その点のみを重視し、③の条件についての認定を軽視する傾向が生じていることである。

## 2 大方の離婚妻達の苦境

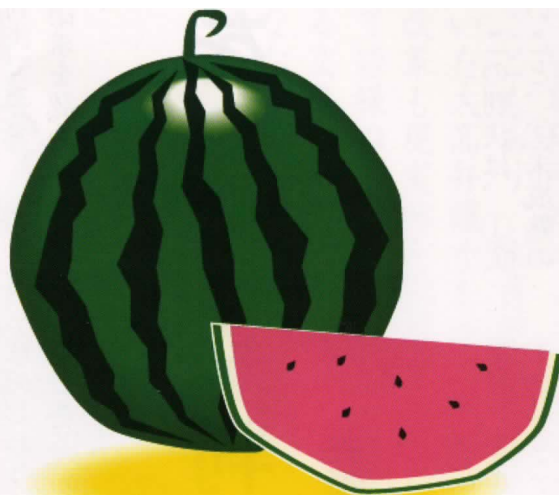
(1) ③の条件を読者は再度確認して欲しい。「精神的・社会的・経済的に極め

て苛酷な状態におかれる」ということは、離婚請求者が有責配偶者かそうでない配偶者かに拘わらず、離婚の意思のない相手方配偶者に共通する、離婚請求を認め難い条件であろう。ところが、紛争の早期決着をめざすという裁判の手続的な要請により、おしなべて、離婚請求事件にあってこの条件は、ごく安易な金銭的問題としてのみ意識されているにすぎない。

(2) その結果、生活の糧を夫の所得に依存していた多くの相手方配偶者である妻達は、僅かな財産分与、慰謝料を得ただけで、就職の途もなく家庭から放逐されたのに等しい扱いを受けることとなる。男女共同参画社会が確立し定着した社会でなら大法院判決も当然視されるであろうが、女性の社会進出が遅れたこの国の実情からすると、破綻主義法理を掲げるのであれば、相手方配偶者の立場に二重三重の手厚い方策を講ずべきである。

## 3 おわりに

夫の年金を財産分与の対象と扱ってきた一部の裁判官の努力が、平成20年4月1日から施行される「被扶養配偶者に対する年金たる保険給付」制度(例えば厚生年金保険法78条の13や平成19年4月1日施行の特例(同法78条の2)を参照)として結実したことは、遅きに失した恨みがあるとはいえ、離婚の実態にてらせば意義深いものがある。



事務所報『大文字 (だいもんじ)』 2005年夏号 (第23号)

2005年8月1日 発行

発行元 弁護士 法人 **みやこ法律事務所**

弁護士 國弘正樹 / 弁護士 藤田昌徳 / 弁護士 大槻純生 / 弁護士 橋本皇玄  
弁護士 長尾治助 / 弁護士 小田宏之 / 弁護士 後藤隆志 / 弁護士 大高友一  
弁護士 大村修二郎

京都事務所 〒604-8106 京都市中京区堺町通御池下る 吉岡御池ビル 8階  
TEL (075) 211-4433 (代表) FAX (075) 221-2004

松江事務所 〒690-0884 島根県松江南田町62番地-6  
TEL (0852) 32-4800 FAX (0852) 32-0200

浜田事務所 〒697-0026 島根県浜田市田町116-6 石見交通田町ビル 2階  
TEL (0855) 24-3100 FAX (0855) 24-3101

次号より事務所報「大文字」が不要な方はご連絡下さい。